

上智大学理工学部同窓会会則

第1条 名称

この会は上智大学理工学部同窓会と称する。

第2条 事務所

この会は東京都千代田区紀尾井町7-1
上智大学理工学部長室に事務所を置く。

第3条 目的

この会は、上智大学の教育理念に基づき、会員相互の交流と結束を強め、お互いの向上を図るとともに、上智大学並びに上智大学理工学部の発展に貢献することを目的とする。

第4条 事業

この会は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- 1) 会員相互の交流会・研究会の開催。
- 2) 講演会、シンポジウム、産学連携の公開講座などの開催。
- 3) 上智大学理工学部に対する支援（奨学金・研究支援等）
- 4) 上智大学理工学振興会との連携
- 5) ホームページの運用・管理
- 6) メールニュースの発行
- 7) その他目的達成のために必要な事業。

第5条 会員の資格

この会は会員、特別会員・準会員をもって組織する。

- 1) 会員：上智大学理工学部卒業生および上智大学大学院理工学研究科修了生。
上智大学理工学部あるいは理工学研究科に在籍したことがあり、既にソフィア会会員となっている者あるいは会員からの推薦があり理事会が承認した者。
- 2) 特別会員：上智大学理工学部教員および上智大学理工学部教員退任者。
- 3) 準会員：上智大学理工学部および理工学研究科在学生

第6条 役員

本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|------------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 6名以内 |
| 理 事 | 30名以内(会長、副会長を含む) |
| 監 事 | 2名 |
| 顧 問 | 若干名 |

第7条 役員の職務

- 1) 会長は本会を代表し、会務を統括し、理事会の議長となる。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、あらかじめ会長の指名した順序により会長の職務を代行する。
- 3) 理事は理事会の構成メンバーとして、重要事項の決定に参画する。
- 4) 監事は会計を監査する。
- 5) 顧問は重要事項につき会長の諮問に応じ、理事会において意見を述べる事が出来る。

第8条 役員の選任

役員は理事会において選任し、会員大会で報告する。

第9条 役員の任期

- 1) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2) 欠員が生じた場合に、補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選出された役員の任期は他の在任役員の任期と同じとする。

第10条 理事会

理事会を本会の最高決議機関とする。会長は原則として毎月1回、理事会を招集する

- 1) 理事会は会長、副会長、理事を以って構成し、本会運営の責に当たる。
- 2) 理事会において、役員の改選、事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算、会則の改廃、その他本会の運営に関する重要事項を審議決定する。
- 3) 会長、副会長は、理事会において理事の互選により選出されるものとする。従って、会長及び副会長は、理事であると共に、それぞれの役職を担うものとする。
- 4) 理事会において理事の互選により、専務理事を指名する。
専務理事は、会長、副会長を補佐し、専門委員会を統括する。
- 5) 専務理事は、会長の指示に基づき、理事会の招集及び必要な資料作成等を行う。
- 6) 理事会はそのもとに専門委員会を設け業務執行を委嘱する。
- 7) 専門委員会には総務委員会、財務委員会、広報委員会、事業企画委員会、組織委員会、名簿管理委員会等がある。
- 8) 顧問、監事は、理事会に出席し意見を述べる事が出来るが、審議決定に対し議決権の行使は出来ないものとする。
- 9) 会長が必要と認めた場合および役員1/3以上から請求があった場合、会長は臨時理事会を招集する。
- 10) 理事会の議決は、委任状並びに出席理事の過半数をもって成立し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第11条 会員大会

会員大会において、会長は会務を報告する。

- 1) 会員大会は、原則として毎年5月に会長が招集して開催する。
- 2) 前項の通知はソフィア会ホームページ・メールニュース
またはその他の方法で行う。

第12条 顧問

特別会員の中から若干名を顧問とし、上智大学理工学部長を代表顧問とする。

第13条 名誉顧問

この会に名誉顧問をおくことができるものとする。

第14条 資金

- 1) この会の運営に必要な資金はつぎの収入でまかなう。
 1. 終身会費
 2. 各種会合・研究会参加費
 3. 維持会費・寄付金
 4. その他の収入
- 2) 会員は、終身会費として10,000円支払う。

第15条 資産の保管および運用

この会の資産の保管および運用は、理事会の決議をえて財務委員長がおこなう。

第16条 会計年度

この会の会計年度は毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終る。

第17条 事務局

- 1、この会の事務を処理するため事務局をおく。
2. 事務局を統括する事務局長をおくことができ、理事会において別に定める。

付則 この会則は、平成25年4月17日から施行する。

以上